別紙様式第三の三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の全部の譲渡等の議案に関して行う同意に関する届出書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
　うち、事前届出業種を所管する大臣
　□内閣総理大臣（警察庁）
　□内閣総理大臣（金融庁）
　□総　務　大臣
　□厚生労働大臣
　□農林水産大臣
　□経済産業大臣
　□国土交通大臣　　殿
（日本銀行経由）

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		記名押印又は署名		
	住所又は主たる事務所の所在地			国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容				
	ウェブページのリンク				
	届出者となる法的根拠（該当分に〇）		イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等 ハ　イ及びロが直接､間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ　特定組合等　　ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ　イ～ホのために同意するもの		
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	記名押印又は署名		
		住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

下記のとおり届出します。

1 発行会社	⑴　名　　称	
	⑵　本店の所在地	
	⑶　定款上の事業目的	
	⑷　資　　本　　金	円（議決権の総数　　個）
	⑸　事前届出業種に該当する理由	

	⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2　行使する発行会社の議決権の数量等		数　　量　　個 （届出時　　個） 議決権の総数に占める割合　　％ （届出時　　％）
3　同　意　の　時　期		
4　同意目的等	⑴　譲渡等の方法	イ　事業の全部の譲渡　　ロ　事業の一部の譲渡 ハ　子会社株式の譲渡　　ニ　吸収合併 ホ　新設合併　　ヘ　吸収分割　　ト　新設分割 チ　現物配当　　リ　事業の廃止　　ヌ　会社の解散
	⑵　譲渡等の対象の事業内容	
	⑶　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種	
	⑷　事業の全部の譲渡等の議案に同意する理由	
	⑸　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無	イ　あり（　　） ロ　なし
	⑹　事前届出業種に該当する事業の取扱い	

5　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	

	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
6　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数　　量	議決権　　個
	議決権比率	%
7　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無（該当分に○）	イ　あり　（　　） ロ　なし	
8　その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する

各事業所管大臣を明記すること。

2　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

4　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

6　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

8　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

10　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

11　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「８　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　譲渡等の対象の事業に含まれる事前届出業種」欄は、「⑴　譲渡等の方法」において「イ　事業の全部の譲渡」を選択した場合省略することができる。

「⑷　事業の全部の譲渡等の議案に同意する理由」欄において、自ら又は他の株主を通じて株主総会に事業の全部の譲渡等の議案を提案した理由についても記載すること。

「⑸　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄において、本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑹　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄は、届出者が本届出で届け出る同意の対象となる事業の譲渡等の譲受者となる場合に記載すること。

13　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

14　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

15　「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

16　「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（法第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第 19 項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第 26 条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

17　「７　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第 27 条の２第１項又は法第 28 条の２第１項の規定により法第 27 条第１項又は第 28 条第１項の規定による届出せずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、当該対内直接投資等又は特定取得から本届出受理日の間に、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準又は財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）第２条第２号に掲げる基準に反する行為を行うことを目的とすることとなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、外国為替及び外国貿易法以外の法令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を除く。）に基づく許認可等が必要になる場合であつて、本届出書受理日において当該許認可等の申請をしている時又は当該許認可等を取得しているときはその旨「８　その他の事項」欄に記載すること。

20　本届出書により届け出られる事業譲渡等にあたり、一定期間において特定の商品又はサービスの提供を継続することを条件にしている等、審査にあたり有用な事項があれば、任意的事項として「８　その他の事項」欄に記載することができる。

21　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）